

極秘

日韓兩國間の財産及び請求権の処理に関する件

(二七七二五)
理。外債

一、日韓兩國間の財産及び請求権問題の処理は、原則として、韓に提案した基本要綱に基いて妥結せらるべきである。

即ち、兩國間に永遠の友好関係を確立するためには、条理に立脚した基本関係から出発すべきであり、又、現在の吾が国内情勢並びに国民感情に鑑みるも、基本要綱を逸脱して妥結することは絶対に避くべきである。

二、国際情勢に基き早急に日韓兩國間に友好関係を確立する要ある場合は、財産及び請求権問題の処理は之を除外し、他の諸懸案についてのみ妥結を図るべきである。

三、財産及び請求権問題の処理を除外しては、日韓兩國間に友好関係の確立が不可能であり、然も、財産及び請求権問題の妥結が絶対的に

要請せられる場合は、次の諸方式による妥結も已むを得ない。
然し、この場合も可能なる限り第一方式に依る妥結が望ましい。

1、第一方式

柳 上げるといふ
る

財産及び請求権問題の処理を両国の合議に基き設置する処理

機関に委任することのみ協定する。(これは文化財にのみ)

2、第二方式

第一方式に次項を附加して協定する。

日本側は在韓国有財産の内、公用及び公共用財産の譲渡並びに国が所有する文化財の返還を確約する。

3、第三方式

第二方式に次項を附加して協定する。

日本側は在韓国有財産の内、企業用財産の譲渡を確約する。

但し、此の場合は、朝鮮事業公債法等に基き当該企業のために発行された公債等の未償還残高を韓国側が承継することを条件とする。